

令和6年度 第7回中央区協議会
(中地域分科会)
会議資料②

【協議事項】

イ 浜松市のみちづくり計画（案）のパブリック・コメントの実施について

【道路企画課】

令和6年10月16日開催

中央区協議会
(中地域分科会)

第9号様式

区 協 議 会

区 分	☐ 諮問事項 ☒ 協議事項 ☐ 報告事項				
件 名	浜松市のみちづくり計画（案）のパブリック・コメントの実施について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	○背景 ・ 現行の「浜松市のみちづくり計画」は、平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間としている。 ・ 近年、自然災害が激甚化・頻発化していることや、人身交通事故件数ワースト1からの脱却が急務であること、橋梁など膨大な道路施設の予防保全型維持管理への本格転換が必要であることなど、道路を取り巻く環境の変化へ柔軟に対応するとともに、令和7年度から開始される「浜松市総合計画次期基本計画」と整合を図るために、令和8年度までの計画期間となっている現行計画を2年前倒して見直し・更新するものである。 ○経緯 ・ 学識経験者や関係機関で構成する有識者から意見を聴取した。 ・ 庁内関係課長級で構成する庁内検討会において計画（案）の検討を行った。				
対象の区協議会	全ての地域分科会・天竜区協議会				
内 容	計画（案）について説明するもの。 計画期間：令和7年度から令和16年度まで（10年） 内 容： （1） 計画の概要 （2） 現状と課題 （3） 浜松市の将来像・関連計画 （4） 市民ニーズ （5） みちづくりの方向性 （6） みちづくりの基本方針 （7） 道路整備プログラム なお、区協議会でいただいた意見は、パブリック・コメントの意見として取り扱う。				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	・ 意見募集期間 ： 令和6年10月25日（金） ～令和6年11月25日（月） ・ 市の考え方公表： 令和7年2月予定 ・ 浜松市議会へ議案提出： 令和7年2月予定				
担当課	道路企画課	担当者	深谷 巡	電話	053-457-2427

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

浜松市のみちづくり計画(案)

に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。
浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市のみちづくり計画(案)」とは

浜松市のみちづくり計画は、計画期間を10年間とし、みちづくりの基本方針等を定めた計画です。

近年、自然災害が激甚化・頻発化していることや、人身交通事故件数ワースト1からの脱却が急務であること、橋梁など膨大な道路施設の予防保全型維持管理への本格転換が必要であることなど、道路を取り巻く環境の変化へ柔軟に対応するために、「浜松市のみちづくり計画」を見直し・策定するものです。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和6年10月25日(金)～令和6年11月25日(月)

3. 案の公表先

道路企画課、市政情報室、区役所、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンター、中央図書館、市民協働センター(中央区中央一丁目)、パブコメPRコーナー(市役所本館1階ロビー)にて配布

浜松市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)に掲載
【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、**住所※、氏名または団体名※、電話番号を記入**して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方は示しません。

・個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。)

① 直接持参	道路企画課(市役所本館4階)まで書面で提出
② 郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2 道路企画課あて
② 電子メール	dourokikaku1@city.hamamatsu.shizuoka.jp
③ FAX	050-3737-0045(道路企画課)

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和6年2月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

浜松市のみちづくり計画（案）について

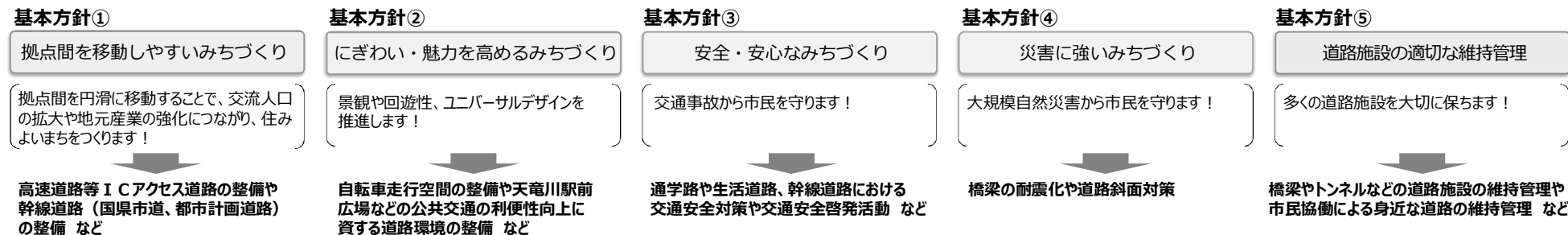
浜松市 土木部 道路企画課

現行の浜松市のみちづくり計画について

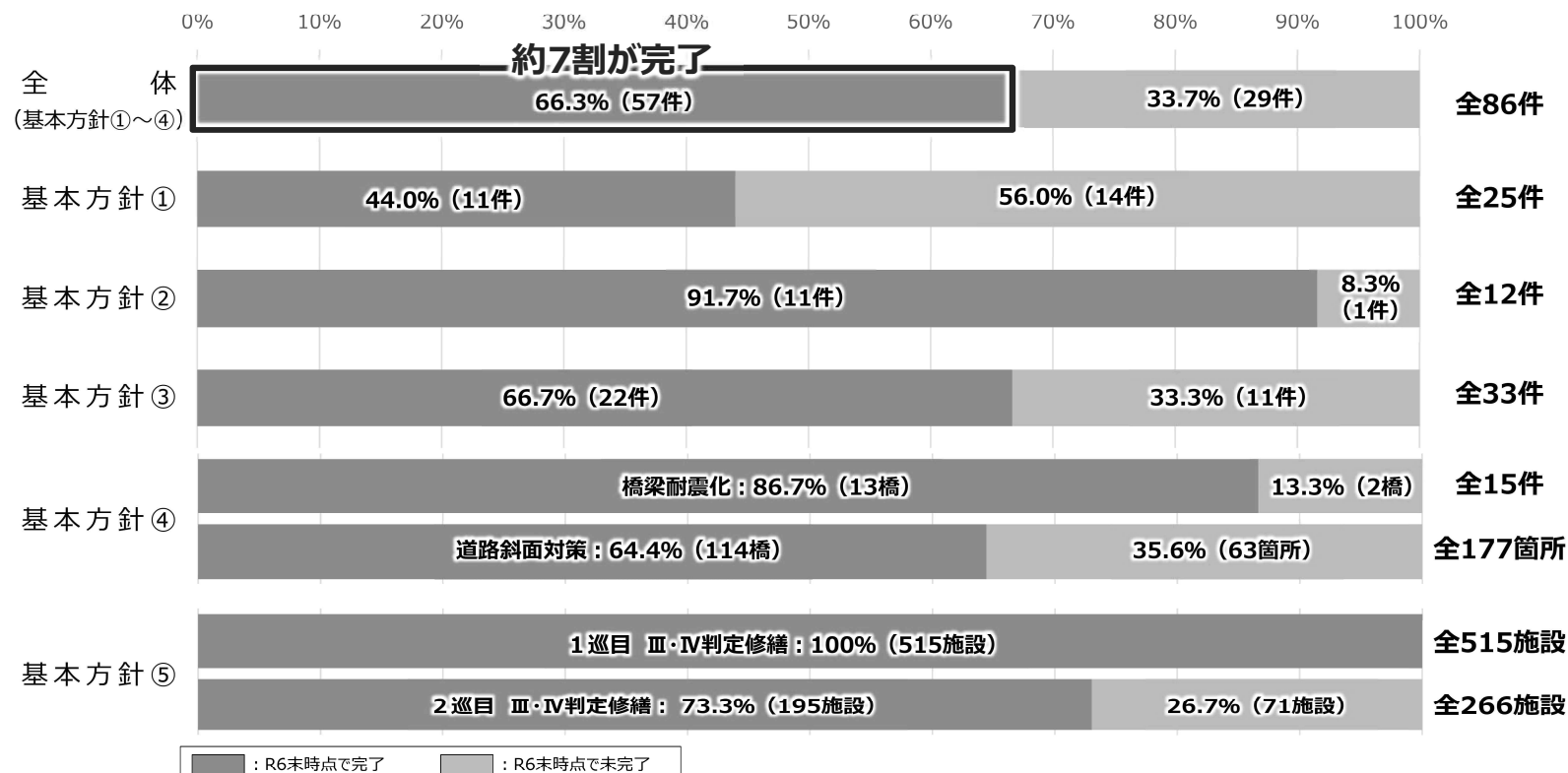
■ 現行計画の計画期間

- 目標年次：令和 8年度
- 計画期間：平成29年度から令和 8年度までの10年間

■ 現行計画の基本方針



■ 現行計画の進捗状況（令和 6 年度末時点想定）



※進捗率は、道路整備プログラムに掲載されている件数ベース（基本方針④の道路斜面对策は1件換算）
 全体は基本方針①～④の集計
 基本方針⑤については、点検によりⅢ・Ⅳ判定となった施設の修繕率（1巡目点検と2巡目点検）

次期浜松市のみちづくり計画の策定方針

■計画期間

○現行計画（第2期計画）の計画期間

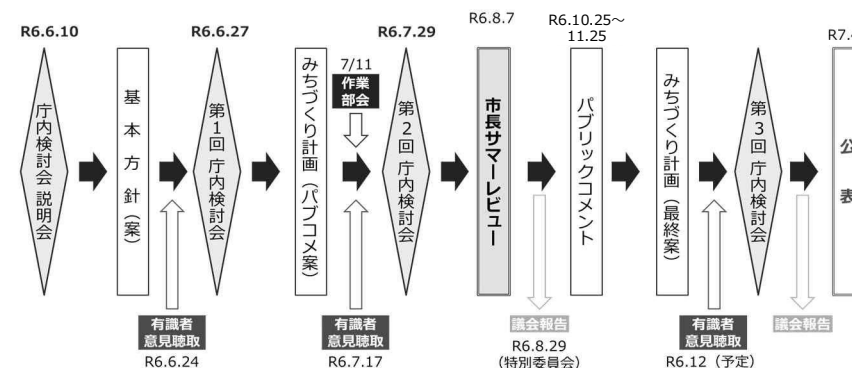
- 目標年次：令和 8年度
- 計画期間：平成29年度から令和 8年度までの10年間

○次期計画（第3期計画）の計画期間

- 目標年次：令和16年
- 計画期間：令和 7年度から令和16年度までの10年間



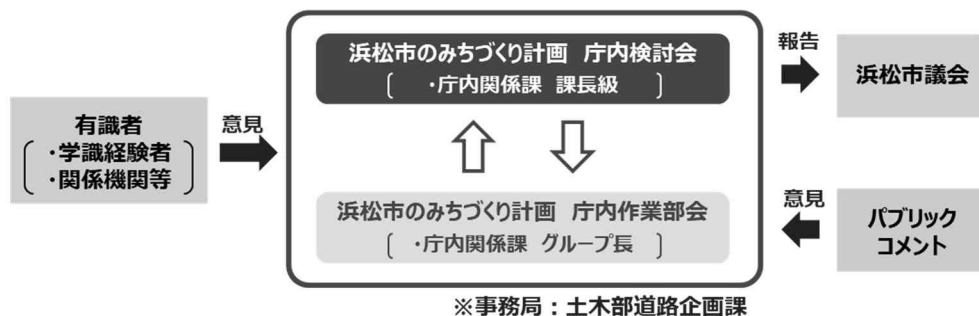
■検討スケジュール



＜参考：総合計画次期基本計画策定スケジュール＞

	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12
計画策定							
パブリックコメント							
議会			★（素案）		★（最終案）	★（議案）	★（議決）

■検討体制



○庁内検討会構成員

区分	所属等	
会長	土木部 道路企画課長	
会員	危機管理監 危機管理課長	環境部 環境政策課長
	企画調整部 企画課長	産業部 産業振興課長
	財務部 財政課長	土木部 道路保全課長
	財務部 アセットマネジメント推進課長	土木部 道路企画課 交通安全対策担当課長
	都市整備部 都市計画課長	土木部 道路保全課 土木管理担当課長
	都市整備部 交通政策課長	土木部 中央土木整備事務所長
	都市整備部 市街地整備課長	土木部 浜名土木整備事務所長
	学校教育部 健康安全課長	土木部 天竜土木整備事務所長

○学識経験者

区分	所属等	氏名
学識経験者	埼玉大学大学院 理工学研究科 名誉教授	久保田 尚
	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 教授	杉木 直
	静岡理工科大学 土木工学科 准教授	松本 美紀

○関係機関等

区分	所属等	氏名
経済界	浜松商工会議所 運輸部会長	高橋 満敬
市民代表	浜松市自治会連合会 副会長（生活部会担当）	佐藤 元久
関係機関	国土交通省 中部地方整備局 浜松河川国道事務所長	白井 宏明
	静岡県 交通基盤部 道路局 道路企画課長	松岡 宏典
	中日本高速道路株式会社 浜松保全サービスセンター所長	尾高 寛信

次期浜松市のみちづくり計画（案）【概要版】 計画期間：令和7年度～令和16年度（10年間）

■背景・目的

前回計画（第1期計画：平成19年度～平成28年度）

- 環境の変化に対応
- 新東名高速道路の開通
 - 観光・産業力の持続・強化への必要性の増加
 - 三遠南信自動車道の部分開通
 - 道路施設の老朽化
 - 人口減少・高齢化の進展
 - 安全な交通社会の実現への機運の高まり
 - 南海トラフ巨大地震への備え
 - 自然災害の頻発

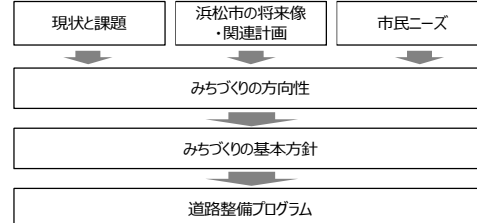
現行計画（第2期計画：平成29年度～令和8年度）

- 環境の変化に対応
- 新東名高速道路の6車線化
 - 観光・産業力の持続・強化への必要性の増加
 - 三遠南信自動車道の部分開通
 - 道路施設の長寿命化における予防保全型への転換
 - 人口減少・少子高齢化の加速
 - 安全な交通社会の実現への機運の高まり
 - 南海トラフ巨大地震への備え
 - 自然災害の激甚化・頻発化
 - DX・カーボンニュートラルの推進

次期計画（第3期計画：令和7年度～令和16年度）

現行計画の「既存の道路を有効に賢くつかい」、「真に必要な道路を“つくる”」とともに、「安全・安心で住みよいまちを“まもる”」の観点を引き継ぎつつ、環境の変化へ柔軟に対応するためにみちづくり計画を見直す

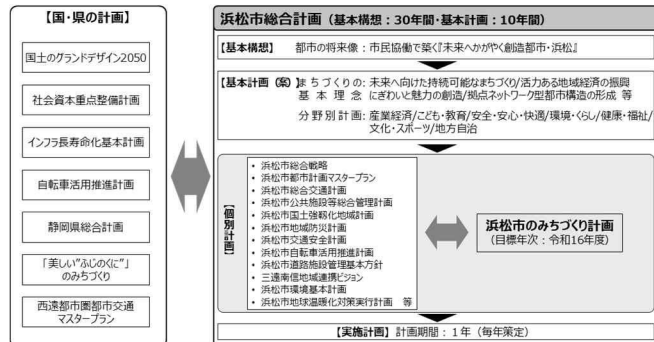
■計画の構成



■計画年次



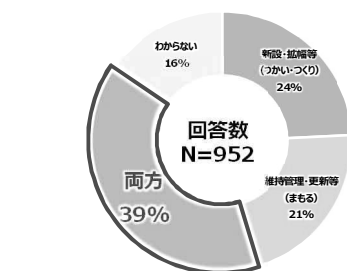
■計画の位置付け



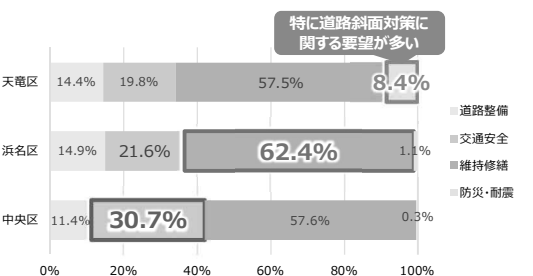
■市民ニーズ

- 新しい道路を“つくる”仕事と維持管理など“まもる”仕事のバランスをとることが求められている
- 維持管理に関する要望の割合が高い中、天竜区では「防災・耐震」に関する要望、浜名区では「維持管理」に関する要望、中央区では「交通安全」に関係する要望が地区に比べて高いことから、各区の課題が表れているといえる

＜今後の道路整備の方向性について重視すべきこと＞

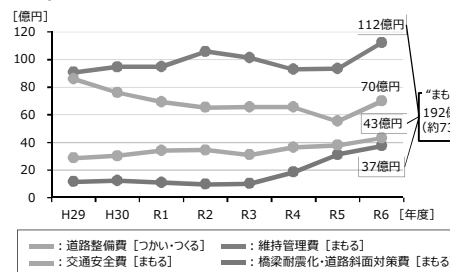


＜自治会からの要望（区ごと）＞



■現状と課題

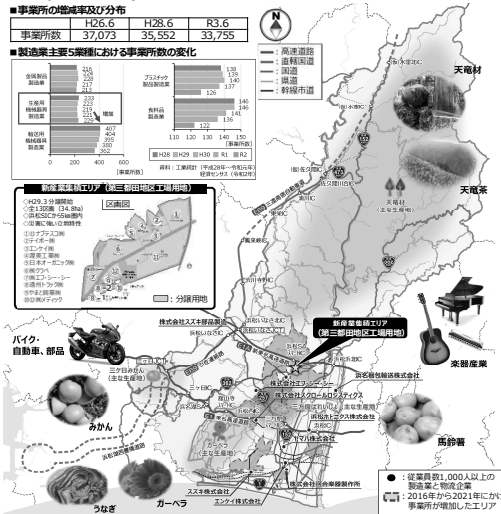
＜浜松市の道路予算＞



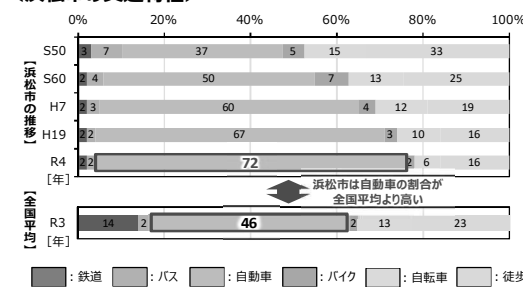
【分野別道路予算の推移（当初予算）】

- 約7割は“まもる”の仕事に配分しているが、道路整備、交通安全、維持管理、橋梁耐震化・道路斜面対策のバランスをとることも重要

＜浜松市の産業＞



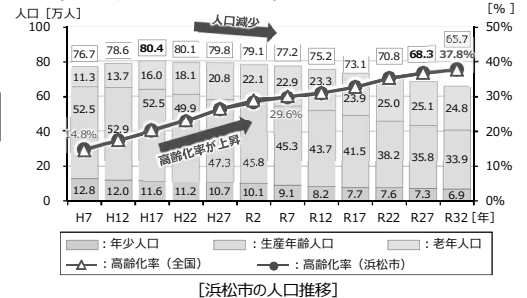
＜浜松市の交通特性＞



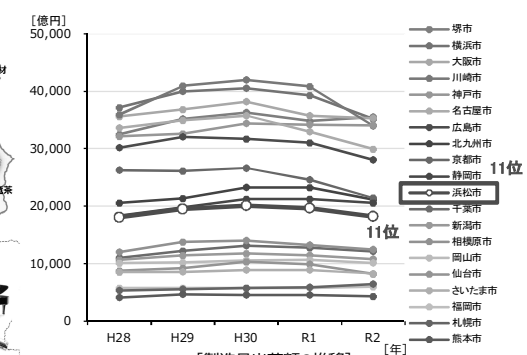
【代表交通分担率の推移（平日）】

- 平日における代表交通手段分担率においても、自動車の割合が72%と高く、自動車への依存度が高い
- 就業人口が多い市中心部では、浜松駅を中心とした放射状の道路に交通が集中することによる渋滞の緩和が長年の課題

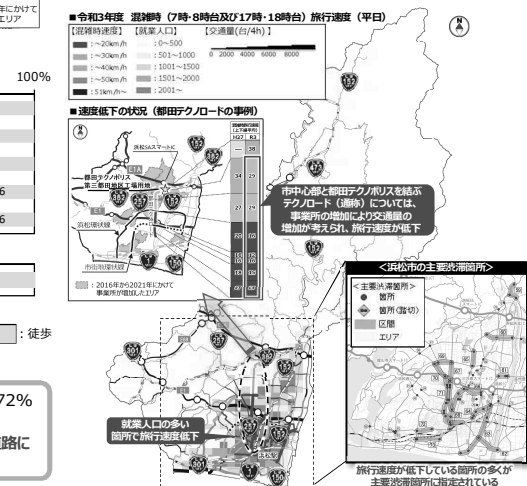
＜浜松市の人口と都市機能の維持＞



- 都市の機能性と住民生活の利便性に配慮したコンパクトな拠点をつなぐネットワーク型都市構造の形成が図られる中で、主要都市と浜松市、市内の各拠点を効率的に結ぶ道路ネットワークが必要

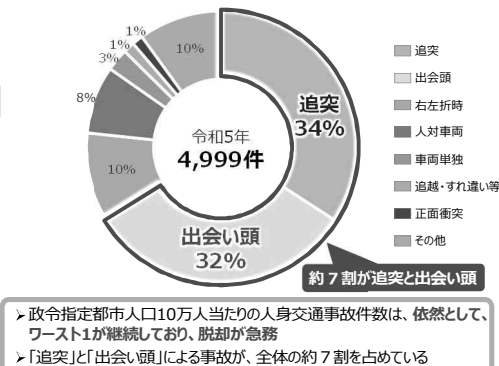
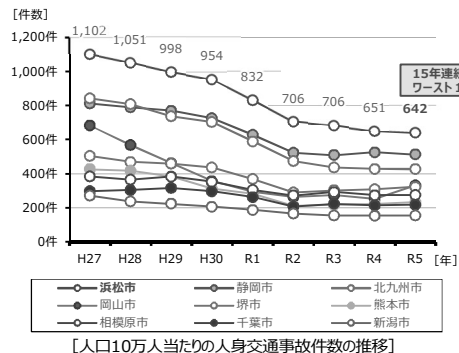


- 市内の事業所は、広域的な道路ネットワーク近傍への進出が増加しているが、市域全体では減少傾向であり、製造品出荷額は横ばい
- 地域経済の更なる活性化や産業競争力の強化には、整備が進む高規格道路ネットワークとあわせて、各産業エリアとの良好なアクセスが必要

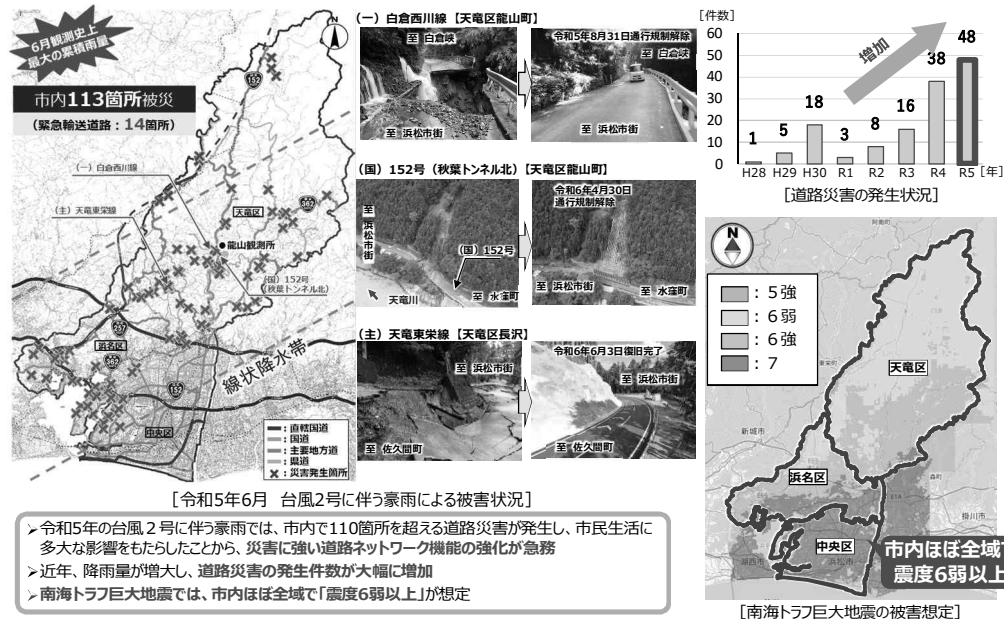


次期浜松市のみちづくり計画（案）【概要版】 計画期間：令和7年度～令和16年度（10年間）

<浜松市の交通事故の特性>

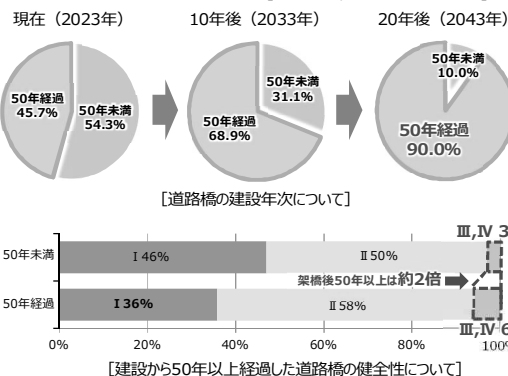


<浜松市の災害に関する特性>



<浜松市の維持管理に関する特性>

- 5年に1回の定期点検が義務付けられている施設
- ・道路 橋：5,779橋（政令市中 第2位）
- ・トンネル：46箇所（政令市中 第2位）
- ・シールド：20箇所（政令市中 第1位）
- ・大型カルバート：9箇所
- ・門型標識等：14基
- ・横断歩道橋：53橋
- その他の管理施設
- ・道路（舗装）：7,306km（政令市中 第2位）
- ・特定道路土工構造物：521箇所



■みちづくりの方向性

【災害に強いみちづくり】

①災害に強い道路ネットワークの構築と機能強化（つくり・まもる）

- 東西道路の基軸である東名高速道路や新東名高速道路、南北道路の基軸である三遠南信自動車道、国道1号浜松バイパスなどの整備促進による災害時の高次医療施設への搬送や物資輸送等の支援活動、復旧・復興を支援する広域道路ネットワークの確保
- 東名高速道路と新東名高速道路、災害時の広域物資輸送拠点等を連絡する（主）天竜浜松線や（主）浜松環状線などの緊急輸送道路等の整備を推進
- リダンダンシーの観点を踏まえ、緊急輸送道路等の橋梁耐震化や無電柱化、国道152号・362号等の道路斜面対策による災害に強い道路ネットワーク機能の強化

②被災後の迅速な復旧・復興に向けた道路啓開（まもる）

- 被災後は、市民生活の再建を一番に考えながら、復旧の優先度を確認しつつ、早期に復旧するために、令和6年能登半島地震の状況などを踏まえた道路啓開の計画を策定

【人身交通事故件数ワースト1からの脱却】

⑥ハード・ソフト両面の対策による交通事故の削減（まもる）

- ゾーン30プラスなど生活道路における速度抑制等の交通安全対策を推進
- 主に幹線道路における事故多発交差点や事故危険箇所対策により追突事故防止等の対策を推進
- AIを活用した事故のリスクが高い箇所の交通安全対策の検討と危険度予測箇所マップによる啓発
- 浜松市通学路交通安全プログラムに基づく、通学路の安全対策を推進
- 自転車関連事故の削減に向けた自転車通行空間の整備を推進
- 啓発活動による市民全体の交通安全意識の向上
- 誰もが移動しやすいみちづくりのためユニバーサルデザイン化を推進

【社会の基盤となるみちづくり】

③都市機能を維持する道路（つかい・つくり）

- 都市機能が集積した複数の拠点や生活拠点などをつなぐ、拠点間道路ネットワークを形成する道路整備を推進

④経済・産業力の強化を支援（つかい・つくり）

- 三遠南信自動車道や浜松湖西豊橋道路、国道1号浜松バイパス（長鶴～中田島）など、物流の効率化や速達性向上、観光エリアの連絡性向上など、広域連携に資する高規格道路ネットワークの整備を促進
- 産業エリアから高速道路ICへのアクセス性向上や観光地間の回遊など、各拠点間の円滑な移動を支える道路整備を推進

⑤地域交通の円滑化に資する道路（つかい・つくり）

- 現状・放射機能を有する都市計画道路などの道路ネットワークを形成する道路整備を推進
- 渋滞の緩和によるバスの定時性確保、駅などの交通結節点へのアクセス性向上による公共交通の利用促進に資する道路整備を推進し、自動車の排気ガス抑制（CO2排出量の削減）によるカーボンニュートラルを推進

【道路施設の維持管理】

⑦持続可能な道路施設の維持管理（まもる）

- 橋梁等の道路施設における予防保全型維持管理への本格転換
- 舗装や特定道路土工構造物などの適切な維持管理
- DXなど新技術を活用した維持管理によるコスト削減
- 地域要望や「土木スマホ通報システム いっちゃんお！」などの市民ニーズに応える維持管理
- 「道路愛護活動」など市民協働の維持管理の推進

【地域のにぎわい】

⑧にぎわいのある道路空間（つかい）

- 鉄道駅へのアクセス性向上など、公共交通の利便性向上に資する都市計画道路等の道路環境整備を推進
- 歩行者が道路に親しみを感じ、回遊しやすい「歩きやすく・つかいやすい」みちづくり
- 市街地における放置自転車対策や繁茂する街路樹の剪定など適正な管理により道路環境や景観性を向上
- まちなか観光地間などの回遊性の向上につながる自転車通行空間の整備を推進
- 道の駅の活用や拡大による、にぎわいの創出

■みちづくりの基本方針

現状・課題

a. 人口減少や少子高齢化の加速	P4
b. 主要都市から市内の生活拠点等を効率的に結ぶ道路	P4
c. 地域産業の更なる活性化や産業競争力の強化	P5
d. 多種多様な観光資源	P7
e. 自動車への依存度が高く公共交通の利用が少ない	P9
f. 放射道路への交通集中による渋滞	P9
g. 人身交通事故ワースト1からの脱却	P11～14
h. 自然災害の激甚化・頻発化	P15
i. 発生が予測される南海トラフ巨大地震	P15
j. 膨大な道路施設の管理	P17
k. 道路施設の長寿命化・コスト削減	P17

将来像

【浜松市総合計画】

- 基本構想＜都市の将来像＞
 - ・市民協働で築く「未来へかがやく創造都市・浜松」
- 基本計画（案）＜まちづくりの基本理念＞
 - ・未来へ向けた持続可能なまちづくり
 - ・幸福が実感できる豊かなくらしの実現
 - ・活力ある地域経済の振興
 - ・共助型社会の構築
 - ・にぎわいと魅力の創造
 - ・拠点ネットワーク型都市構造の形成

【浜松市都市計画マスタープラン】

- ・コンパクトで暮らしやすい持続可能な都市づくり
- ・多様な産業・資源を活かした都市活力の持続・向上を支える都市づくり
- ・創造都市の顔である都心の再生に向けた都市づくり
- ・安全・安心な災害に強い都市づくり

【浜松市総合交通計画】

- ・日ごろの市民生活における移動が手軽な「くらし」
- ・活発な産業・経済活動に支えられた豊かな「くらし」
- ・交流や観光が盛んなにぎわいある「くらし」
- ・災害に強く、交通事故の無い安全・安心な「くらし」

市民ニーズ

- ・維持管理に関する要望が、最も多い
- ・天竜区では「防災・耐震」に対する関心が高い
- ・災害に強い道路整備に対するニーズが高い
- ・市内の道路の渋滞・混雑に対するニーズが高い
- ・自転車や歩行者の安全・快適に対するニーズが高い
- ・「道路清掃・除草等」や「道路補修」など日常生活における快適性への関心が高い

【方向性】

①災害に強い道路ネットワークの構築と機能強化（つくり・まもる）

現状・課題：h, i P23, 24

②被災後の迅速な復旧に向けた道路啓開（まもる）

現状・課題：h, i P23, 24

③都市機能を維持する道路（つかい・つくり）

現状・課題：a, b P25, 26

④経済・産業力の強化を支援（つかい・つくり）

現状・課題：c, d P25, 26

⑤地域交通の円滑化に資する道路（つかい・つくり）

現状・課題：e, f P25, 26

⑥ハード・ソフト両面の対策による交通事故の削減（まもる）

現状・課題：g P27, 28

⑦持続可能な道路施設の維持管理（まもる）

現状・課題：j, k P29, 30

⑧にぎわいのある道路空間（つかい）

現状・課題：d P31, 32

「みちづくり」の基本方針

基本方針1 災害に強い道路ネットワーク機能の強化

- ◆激甚化・頻発化している自然災害や特に発生が予想される南海トラフ巨大地震から市民の命と暮らしを守るため、広域道路ネットワークの整備促進とともに、緊急輸送道路等の整備や既存道路の強靱化により、災害に強い道路ネットワーク機能の強化を図ります。

基本方針2 経済・産業の発展に寄与するみちづくり

- ◆拠点ネットワーク型都市構造を形成する拠点間の移動のしやすさを確保すること、また各拠点と高速道路ICを結び高速道路を使いやすくすることで、市民の円滑な移動、経済活動の活性化や観光交流の促進を図ります。
- ◆環状・放射道路の整備により交通渋滞を緩和し、市中心部等の交通の整流化を図り、公共交通の利用促進を支援するとともに、自動車排気ガス抑制（CO2排出量の削減）によるカーボンニュートラルを推進します。

基本方針3 すべての人にとって安全・安心なみちづくり

- ◆人身交通事故件数ワースト1の脱却に向け、ハード・ソフト一体となり、生活道路の「ゾーン30プラス」による速度抑制対策や、幹線道路の追突防止対策等の交通安全対策を着実に実施します。
- ◆特に通学路では通学路交通安全プログラムに基づき、地域や関係機関と連携して、交通安全対策を推進することにより、交通事故から子どもを守ります。
- ◆誰もが移動しやすいみちづくりのためユニバーサルデザイン化を推進します。

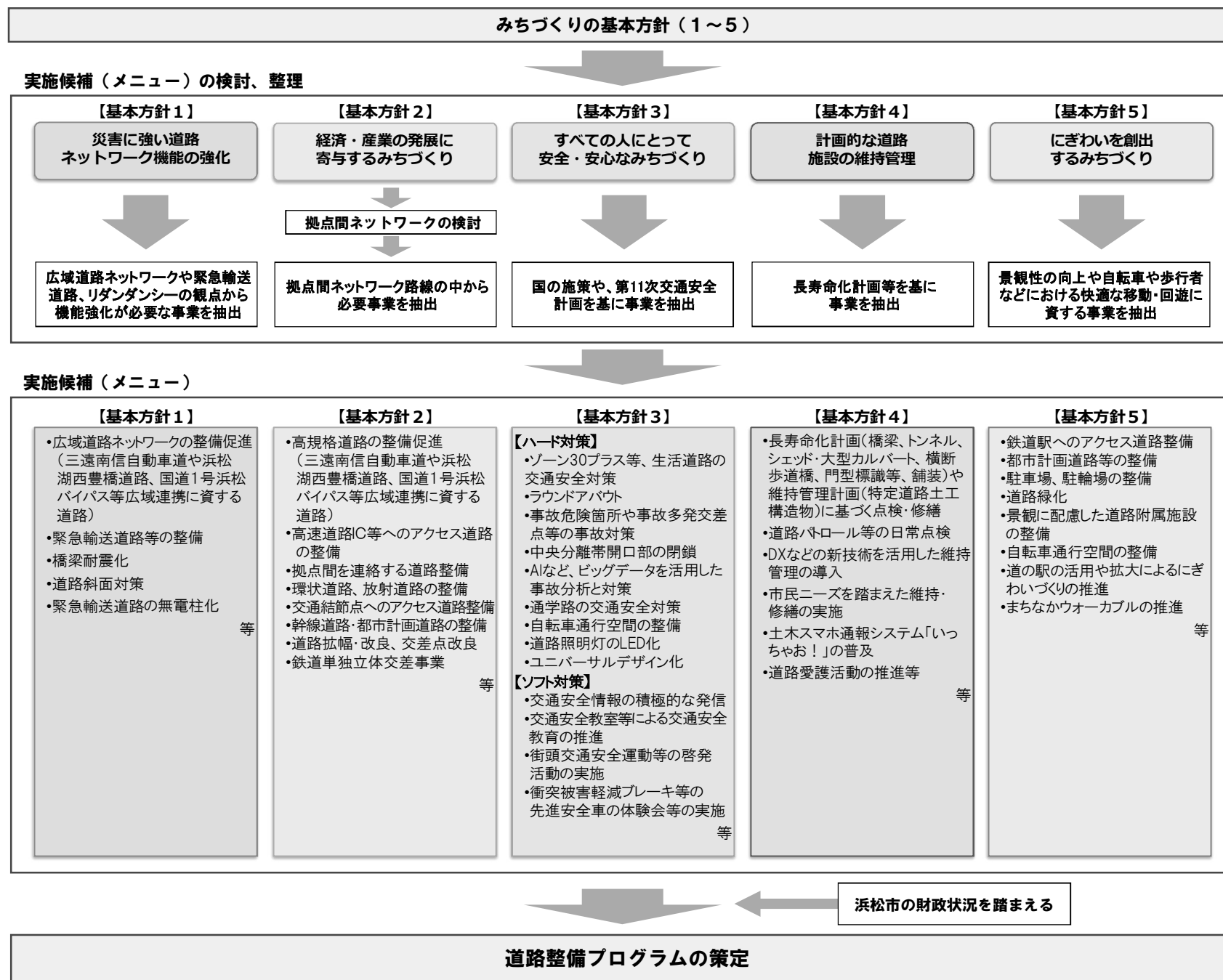
基本方針4 計画的な道路施設の維持管理

- ◆橋梁など多数の道路施設の老朽化対策を計画的かつ着実に実施し、トータルコスト削減に向けて、損傷が軽微なうちに修繕を行う予防保全型の維持管理へ本格転換をします。
- ◆地域要望や「いっちゃお！」（通報）などの市民ニーズに応えるとともに、道路愛護活動など市民協働の維持管理を行います。

基本方針5 にぎわいを創出するみちづくり

- ◆鉄道駅へのアクセス性向上や歩行者・自転車利用者等、誰もが安全で快適に移動・回遊しやすい「みちづくり」を推進します
- ◆市街地の放置自転車対策の推進、繁茂する街路樹の適正な管理により、道路の通行環境や景観性を向上し、住みやすく、にぎわいがある道路環境を創出します。

■道路整備プログラム



令和6年度第7回中央区協議会（中地域分科会） 質問・意見に対する回答

●協議事項イ

浜松市のみちづくり計画（案）のパブリック・コメントの実施について

質問（意見）者	辻 佐知子委員
質問（意見）事項	① 浜松市のみちづくり計画（案）の庁内検討会の構成員、学識経験者、関係機関のメンバーの中に女性のメンバーは何名いるのか。 ② 基本方針3にあるユニバーサルデザイン化の推進について、様々な立場の市民の意見を吸い上げたり、例えば車椅子や聴覚、視覚の障害のある市民、ベビーカーや子供を乗せた自転車の通行の安全や使いやすさについての検討は、考えているのか。 ③ みちづくりの都市計画の参考になっている都市はあるのか。また、これから参考にする都市を見つけたりしていくのか。
担当課（回答）	道路企画課
回答	① 庁内検討会では女性の課長が2名出席し、有識者への意見聴取では、1名の学識経験者にご参画いただいております。 ② 今後のみちづくりにおいて、道路施設のユニバーサルデザイン化の推進を方向性としているなか、具体的な内容については、昨年度末に改定した「浜松市道路施設ユニバーサルデザイン指針」に基づくものとしております。 本指針は、車道や歩道の幅員や勾配などの道路構造、防護柵などの安全施設、視覚障害者誘導用ブロックなどの案内施設など、様々な道路施設の整備水準を定めており、指針改定においては、庁内会議にてUD・男女共同参画課に参画していただき、ユニバーサルデザインの視点を取り入れております。また、視覚障がい者団体及び福祉団体にご意見を伺っております。 なお、駅周辺における道路整備においては、必要に応じて、視覚障がい者の方などに現地を確認していただくとともに、ご意見をいただき、工事等を進めています。 ③ みちづくり計画（案）は、静岡県と同様の計画を参考にしており、計画策定においては、関係機関として国土交通省や静岡県、中日本高速道路株式会社にご参画いただき、意見をいただいております。 都市計画の考え方については、最上位の浜松市総合計画次期基本計画（案）や浜松市都市計画マスタープランを踏まえ、策定しています。